

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	18	府 省 庁 名	金 融 庁
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )		
要望項目名	日本版ブランド・ギビング信託の創設（非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 非営利団体に対する寄附を目的とする信託</p> <p>・ 特例措置の内容 非営利団体に対する寄附を目的とする信託について、以下の事項を含む所要の税制措置を講じること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 信託する金銭に対する寄附金控除の適用</li> <li>(2) 受託財産からの運用収益に対する非課税措置</li> <li>(3) 受給者に交付される金銭に対する適切な課税措置</li> <li>(4) 寄附金控除における繰越控除制度の創設</li> <li>(5) 金銭の寄附を目的とする有価証券や不動産等の処分に係る譲渡益に対する非課税制度の導入</li> </ol>		
関係条文	[ ]		
減収見込額	（初年度）      —      （－）      （平年度）      ▲2.7      （－）      （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>「新しい公共」宣言（平成22年6月4日「新しい公共」円卓会議）等に盛り込まれている「新しい公共」の実現のためには、その担い手となるNPO法人や一般社団法人、一般財団法人等の非営利団体の活動を市民や企業が参加して積極的に支え合うことが重要である。そのため、非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人が寄附しやすい環境の整備を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>市民一人一人からの寄附は非営利団体の活動を資金面で支えるものであるが、我が国の個人寄附の額は約2,000億円であり、経済規模や個人金融資産額と考慮してもアメリカ合衆国の規模（約23兆円）との差は歴然としている。</p> <p>日経リサーチの調査によると、現在寄附を行っていない理由として約6割の者が「寄附金が確実に支援に使われるかわからない」と回答している。</p> <p>また、今後寄附したいと回答している者は7割強であるが、寄附を始める・増やす際の重視点として、「寄附金の使途や活動内容の報告を受けられる」と回答する者が約6割であり、「税制上のメリットを受けられる」「手続きが簡単」と回答する者がそれぞれ約3割となっている。</p> <p>以上より、個人が寄附しやすい環境を整備するためには、個人寄附者と非営利団体との間をつなぐ寄附仲介機能の強化が求められていると言え、その一つの政策手段として非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１．活力のある市場を構築すること Ⅲ－２．金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること
	政策の達成目標	非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人の資金使途の一つとしての寄附の増加に寄与すること
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	株式会社日経リサーチの調査を踏まえ、当該信託の市場規模は 7,715 億円 (年間あたり 771.5 億円) と試算される。このうち、2 割が受給者に給付される前提で制度設計をした場合、6,172 億円 (年間あたり 617.2 億円) の寄附増加につながる事となる。なお、教育・研究、文化・芸術、スポーツ振興分野への個人寄附は、667 億円 (年間あたり 66.7 億円) 増加すると見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人寄附の増加につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人寄附の増加につながる。
	ページ	18—2

税負担軽減措置等の適用実績	新設要望のため、該当なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望のため、該当なし
前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当なし
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当なし
これまでの要望経緯	今回初めての要望となる。